

譲渡担保設定者による受戻権の行使が 認められなかった事例

(最高判 平18・10・20 金法1794―49)

譲渡担保権者の債権者が、被担保債権の弁済期経過後に、目的不動産の競売手続開始決定を得て、差押登記を経由した後は、譲渡担保設定者は受戻権行使による目的不動産の所有権回復を債権者に対抗できないとされた事例（最高裁 平成18年10月20日判決 上告棄却 金融法務事情1794号49頁）

1 事案の概要

Xは、平成12年9月12日に、Aから400万円を、弁済期日平成13年3月11日の約定で借り受けた。その際、X所有の本件不動産につきAのために譲渡担保権を設定し、Aに対し、譲渡担保を原因とする所有権移転登記を経由した。

Xは弁済期日到来後もAに対し借入金元本を弁済せず、利息を返済して期限の猶予を得ていた。

他方、BはAに対し貸金及び損害金債権約3億9千万円の執行力ある債務名義を有していたが、Bから債権譲渡を受けたYは、本件債務名義に基づきA名義となっていた本件不動産の強制競売を申立て、平成14年6月28日に競売開始決定がなされ、同年7月1日にその旨の差押登記が経由された。

Xは、上記差押登記が経由された直後の同月25日にAに対する債務元本400万円を弁済し、同月31日に、Aから、解除を原因とする本件不動産の所有権移転登記を経由した。

同年9月、XはYに対し、平成14年6月28

日になした強制執行の不許を求める第三者異議の訴えを提起した。

2 判決の要旨

第一審（平成15年2月5日大阪地裁判決）はXの請求を認容し、控訴審（平成16年6月30日大阪高裁判決）はXの請求を斥けた。

上告審は、次のように述べて、Xの上告を棄却した。

(1) 不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の債権者が目的不動産を差し押さえ、その旨の登記がされたときは、設定者は、差し押さえ登記後に債務の全額を弁済しても、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることはできないと解するのが相当である。なぜなら、設定者が債務の履行を遅滞したときは、譲渡担保権者は目的不動産を処分する権能を有するから、被担保債権の弁済期後は、設定者としては、目的不動産が換価処分されることを受忍すべき立場にあるというべきところ、譲渡担保権者の債権者による目的不動産の強制競売による換価も、譲渡担保権者による換価処分と同様に受忍すべきものといえるのであって、目的不動産を差し押さえた譲渡担保権者の債権者との関係では、差押え後の受戻権行使による目的不動産の所有権の回復を主張できなくてもやむを得ないというべきだからである。

(2) 上記と異なり、被担保債権の弁済前に譲

渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は、少なくとも、設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは、設定者は、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができるのと解するのが相当である。なぜなら、弁済期前においては、譲渡担保権者は、債権担保の目的を達するのに必要な範囲内で目的不動産の所有権を有するにすぎず、目的不動産を処分する権能を有しないから、このような差押えによって設定者による受戻権の行使が制限されると解すべき理由はないからである。

- (3) これを本件についてみるに、原審が適法に確定した事実関係によれば、被担保債権の弁済期後に譲渡担保権者の債権者であるYが目的不動産を差し押さえ、その差押登記後に設定者であるXが受戻権を行使したというのであるから、Xは、受戻権の行使による目的不動産の所有権の回復を差押債権者であるYに主張することができず、第三者異議の訴えによって強制執行の不許を求めることはできないというべきである。

3 まとめ

- (1) 譲渡担保設定者による受戻権行使の時期については、最一判昭和62年2月12日判決において、「弁済期の経過後であっても、債権者が担保権の実行を完了するまでの間」は、「債務者は、債務の全額を弁済して譲渡担保権を消滅させ、目的不動産の所有権を回復させることができるものと解するのが相当である。」として、弁済期経過後であっても、譲渡担保権者との関係においては、譲渡担保権者の換価処分前は、設定者が受戻権を行使して目的不動産の所有権を回復することができることが明らかにされている。

- (2) また、譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を譲渡した場合における受戻権の行使については、最三判平成6年2月22日判決において、「不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、債権者は、右譲渡担保契約がいわゆる帰属清算型であると処分清算型であるとを問わず、目的物を処分する権能を取得するから、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として、譲受人は目的物の所有権を確定的に取得し、債務者は、精算金がある場合に債権者に対してその支払いを求めることができるにとどまり、残債務を弁済して目的物受け戻すことはできなくなるものと解するのが相当である。」として、被担保債権の弁済期を基準として受戻権の行使の可否を決する立場を明らかにしている。

- (3) 本判決は、譲渡担保権者の債権者に対する関係が問題となる場合の受戻権の行使の可否について、最高裁として、債権者による差押登記と、被担保債権の弁済期到来の先後を基準とする立場を明らかにしたものであり、実務上も重要な意義を有するものと思われる。